

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成31年3月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H27年11月19日時点の阿南合同庁舎全体配置図及び3つの内1つを削除した時の施工写真含む 地域創生部阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成31年3月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「阿南合同庁舎区画線工事前の阿南合同庁舎全体配置図」及び「阿南合同庁舎区画線工事に係る工事写真」（以下、「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成31年4月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和元年7月29日（同月30日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為。

### 2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（庁舎全体配置図の正解な図面及び写真を出せ）

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

- (1) 平成31年3月14日付けで審査請求人から出された本件請求に対し、実施機関は、「阿南合同庁舎区画線工事前の阿南合同庁舎全体配置図」及び「阿南合同庁舎区画線工事に係る工事写真」を当該公文書と特定し、本件処分を行ったものである。
- (2) 本件公文書は、「H27年11月19日時点の阿南合同庁舎全体配置図及び3つの内1つを削除した時の施工写真含む 地域創生部阿南」に係る公文書であり、実施機関は、この件について、他に公文書を作成し、又は取得していない。
- (3) 審査請求人は、実施機関が、本件公文書の他にも、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得したにも関わらず、公開しないのは納得できないと独自に判断して審査請求を行ったものと思われるが、そうした事実はなく、実施機関は、本件請求に係る他の公文書を作成し、又は取得していない。
- (4) 以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、条例第8条第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和元年7月29日	諮問
令和6年9月26日 第3部会（第12回）	審議
同年 10月28日 第3部会（第13回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「阿南合同庁舎区画線工事前の阿南合同庁舎全体配置図」及び「阿南合同庁舎区画線工事に係る工事写真」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、「庁舎全体配置図の正確な図面及び写真を出せ」と主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件請求に係る公文書のほかに全体配置図の図面及び写真が存在すると主張しているが、本件請求に係る公文書以外の公文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る公文書の存在を認める

ことはできない。

以上により、本件請求に係る他の公文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### 3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、条例第8条第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	